平成２９年（フ）第１１９５号
東京都町田市成瀬２丁目27番地６
債務者　市川　潤平
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１７号
愛知県豊橋市神野新田町字ハノ割10番地１（１―103）
債務者　杉山　博
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２２１１号
神奈川県綾瀬市大上１丁目３番50―506号
債務者　山田　智子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４０９号
横浜市中区本牧大里町９番17号
債務者　渡辺　百江（旧姓門脇・桑原・桒原）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４７４号
横浜市緑区台村町366番地１　メゾン中山201号
債務者　辻　建二
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３２号
群馬県太田市大原町421番地３
破産者　岡田　幸子
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第９８０号
埼玉県蕨市中央４丁目11番12号　アネックス蕨203号
破産者　コミックバスター蕨駅東口店こと　生江　昌利
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
大阪府泉南市男里７丁目５番２号、前住所大阪府泉南郡熊取町若葉１丁目17番22号
破産者　堀部千代美
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
大阪府和泉市寺門町２丁目13番15号
破産者　納谷　妙子
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
大阪府和泉市寺門町２丁目13番15号
破産者　納谷　克子
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６５号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目７番35号シャルマンフジ羽倉崎102、前住所大阪府泉佐野市湊３丁目２番33号
破産者　小田　哲也
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
奈良県橿原市今井町２丁目11番39号　ハイツグローバル21―208号、前住所奈良県磯城郡田原本町大字秦庄531番地の２
破産者　北　重治
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
奈良県橿原市今井町２丁目11番39号　ハイツグローバル21―105号、前住所奈良県磯城郡田原本町大字秦庄531番地の２
破産者　北　好伸
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２００７号
札幌市南区澄川６条６丁目２番12号　グレートバリーⅠ―203号
破産者　山谷　康生
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９号
福島県郡山市桜木２丁目19番９号、従前の住所長崎県長崎市深堀町６丁目２番地
破産者　崎戸　勝則
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
茨城県常総市新石下3977番地１　サンフラワー101号
破産者　風野　吉則
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０７３号
さいたま市見沼区東大宮１丁目74番地１　第２宮ロイヤルハイツ105、旧住所さいたま市見沼区東大宮１丁目28番地５　宮ハイツＢ201
破産者　長崎　昭広
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係